

受験資格特例教習とは

- 1 2022年5月13日施行の道路交通法改正において、普通免許等の保有者が「受験資格特例教習」を修了することにより、二種免許・大型免許・中型免許を取得する際に必要な受験資格（年齢・経験年数）を引き下げることができる教習です。

免許の種類	必要な受験資格要件※	特例教習修了後の受験資格要件
中型	20歳以上 2年以上	19歳以上 1年以上
大型・二種	21歳以上 3年以上	

※受験資格要件は年齢と普通免許等の保有年数

- 2 受験資格特例教習には3つの過程があります。

(1) 年齢課程

受験資格要件のうち年齢要件を19歳に引き下げる。

(2) 経験課程

受験資格要件のうち運転経験年数要件を1年以上に引き下げる。

(3) 年齢・経験課程

受験資格要件のうち年齢と経験年数要件を同時に引き下げる。

【具体例】

- (ア) 19歳で普通免許を取得して1年経過している方が大型・二種免許取得希望の場合
→ 年齢・経験課程を受講（21歳→19歳以上、3年以上→1年以上）
- (イ) 22歳で普通免許を取得して1年経過している方が大型・二種免許取得希望の場合
→ 経験課程のみを受講（3年以上→1年以上）
※21歳以上の年齢要件を満たしているため年齢課程を受講する必要はありません。
- (ウ) 20歳で普通免許を取得してから1年未満の方が中型免許取得希望の場合
→ 経験課程を受講（2年以上→1年以上）（年齢は達している）
- (エ) (ウ)の方が中型免許取得後、大型・二種免許取得希望の場合
→ 年齢課程のみを受講（21歳→19歳以上）
※経験課程は(ウ)の時に受講しているため必要ありません。
- (オ) 過去両課程を受けていれば2回目を受ける必要はありません。

- 3 免許取得までの流れ（検定試験はありません）



注意！！特例教習中に受験資格要件を満たすことが見込まれる場合があります。

若年運転者講習とは

受験者特例教習により大型・中型・二種免許を取得した方は、本来の必要な受験資格要件が定める年齢21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間の【若年運転期間】に交通違反点数が一定の基準（3点、一回で3点は合計4点）に達した場合に受講しなければならない講習です。

この講習を受講しなかったり、受講後に再び基準に達したりした場合は、特例を受けて取得した免許は取り消されます。

注意！！違反は特例を受けて取得した免許だけでなく、全免許の違反が対象です。

受験資格特例教習料金

教習課程	学科時限	技能時限	教習料金 (本体価格)	教習料金 (消費税込)	総合計
年齢課程及び 経験課程	5	31	251,400	25,140	276,540
経験課程	2	27	212,800	21,280	234,080
年齢課程	3	4	70,600	7,060	77,660

1 延長教習料金（年齢課程を除く）
1 時限当たり 7,040 円（税込）

2 キャンセル料

技能教習及び学科教習をキャンセルする場合は、平日は前日までに、休日は 2 日前までに確実にお電話等で手続きしてください。

当日キャンセルされる場合はキャンセル料が必要です。

- 平日連絡あり・・・1,000 円
- 平日連絡なし・・・3,000 円
- 休日連絡あり及びなし・・・6,400 円

3 途中解約の場合は、未教習分のみを払い戻し致します。

4 リピーター割引がございますのでご利用ください。

※特例教習を修了してから 1 年以内の入校に限る

（例）

中型免許

教習課程 中 型	年齢課程及び 経験課程	経験課程	年齢課程
受験資格特例教習	276,540	234,080	77,660
現有免普通 MT	197,000	197,000	197,000
リピーター割引	10,000	10,000	10,000
合 計	463,540	421,080	264,660

（例）

普通二種

教習課程 普通二種	年齢課程及び 経験課程	経験課程	年齢課程
受験資格特例教習	276,540	234,080	77,660
現有免普通 MT	216,810	216,810	216,810
リピーター割引	10,000	10,000	10,000
合 計	483,350	440,890	284,470